〔論文〕

有形固定資産の再評価モデルにおける 減価償却費と減損損失

菊谷正人

I はじめに

わが国の「企業会計原則」(第三・五・D) は、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。」と規定し、有形固定資産の期末評価基準として取得原価主義を強制適用する。

国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: 以下、IASC と略す) が1982年3月に公表した国際会計基準第16号 「有形固定資産のための会計」(International Accounting Standard 16 "Accounting for Property, Plant and Equipment":以下, IAS16 (1982 年)と略す)は、再測定時(決算日)における 有形固定資産の帳簿価額(carrying amount)と して取得原価 (cost) または再評価額 (revalued amount) により計上することを容認している (IAS16 (1982年) para.36)。 カンファーマン= ゼフ (Camfferman and Zeff [2007] p.132) の解 説によれば、各国における会計実践を寄せ集め た原初基準である IAS16 (1982 年) には、当時 の英国とオランダの会計実践を反映して再評価 額による資産評価が認められている。

主要国の証券規制当局が加盟している「証券 監督者国際機構⁽¹⁾」(International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies:以下、IOSCOと略す)が、多国間登録制 度とそのための国際的ディスクロージャー制度 を促進できるように、IASC の IAS 改善活動を 支援する立場を表明したため、IASC としてこ の要請に応えるには、既存 IAS の複数・代替的 な会計方針による自由選択的な会計処理から統 一的な(単一または限定された)会計処理を標榜する公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」(Exposure Draft 32 "Comparability of Financial Statements":以下、E32と略す)を1989年1月1日に公表した。E32に対する各国のコメントレターを検討した結果、確定基準書(すなわちIAS)としてではなく、取り敢えず「趣旨書」(Statement of Intent)という形で1990年9月に「財務諸表の比較可能性」(以下、「E32趣旨書」という)を公表した(2)。

1989 年公表の E32・1990 年公表の「E32 趣旨書」の提案に従って 1993 年 11 月に改称・改訂された国際会計基準第 16 号「有形固定資産」(International Accounting Standard 16 "Property, Plant and Equipment":以下、IAS16 (1993年改訂)と略す)では、標準処理 (benchmark treatment)として「原価モデル」(cost model)、代替処理 (alternative treatment)として「再評価モデル」(revaluation model)が強制適用された (IAS16 (1993年改訂) paras.29-30)。

2001 年 4 月 1 日に IASC を改組・改称された 国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board:以下、IASBと略す)によっ て 2003 年 12 月に改訂され、2004 年 3 月に公表 された国際会計基準第 16 号「有形固定資産」: 以下、IAS16(2003 年改訂)という)は、再度、 「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用を 容認した(IAS16(2003 年改訂)para.29)。こ のように、わが国では有形固定資産の評価基準 には「原価モデル」が強制適用されるのに対し、 国際会計基準では「原価モデル」のほかに「再 評価モデル」も選択適用できる。

わが国の「企業会計審議会」に代わって、会 計基準の開発・審議等を行う常設の民間組織と して 2001 年 7 月 26 日に設立された「企業会計 基準委員会 | (Accounting Standards Board of Japan:以下、ASBJと略す)は、IASC公表の IAS および IASB が作成・公表している「国際 財務報告基準 | (International Financial Reporting Standard: 以下、IFRS と略す) に収斂する 形で「企業会計基準」を作成・公表してきた。 とりわけ、2007年8月8日にASBJとIASBと の間で締結された「東京合意」によって、会計 基準の国際的収斂 (international convergence) の観点から現行の会計基準の改訂と新会計基準 の設定を行ってきたが、IAS・IFRS と全面的ま たは部分的に相違する会計方針には、圧倒的に 有形固定資産に関する会計方針が多い。棚卸資 産・金融資産等の重要な資産に関する会計基準 は整備・収斂されてきたが、有形固定資産に関 する会計基準は、1949年7月9日公表・1982年 4月20日最終改正の「企業会計原則」の規定の ままに放置され続けている。企業経営にとって 重要な有形固定資産に関する会計基準が経済・ 社会的環境の変容によっても改正されない制度 的疲労化現象・制度的不備は是正されるべきで あり、「有形固定資産に関する企業会計基準」の 創設が早急に要請される(菊谷 [2020] 33 頁)。

その場合、会計基準の国際的収斂のためにも、 わが国における財務会計制度の発展のために も、有形固定資産の期末評価として「再評価モ デル」も選択適用できる会計基準が設定される べきである。本稿では、IAS16で適用可能であ る「再評価モデル」の特徴を解明し、これに対 する批判的検討を加える。

I IASB における再評価モデルの意義と特徴

「原価モデル」は、有形固定資産の帳簿価額として、取得原価から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した価額で評価する方法である(IAS16(2003年改訂)para.30)。この会計方針は、取得原価主義に基づく資産評価基準である。

「再評価モデル」は、資産の当初認識・測定 後、再測定時(原則的には、決算日)において 公正価値(fair value)が信頼性をもって測定できる有形固定資産の帳簿価額として、再測定(再評価)実施日における公正価値から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した評価額で計上する方法である(IAS16(2003年改訂)para.31)。この会計方針は、時価主義に基づく資産評価基準である。

有形固定資産の「公正価値」は、通常、査定によって決定される市場価値(market value)であるが、IAS16(2003年改訂)(paras.32-33)の規定に従えば、土地・建物の公正価値は、有資格の鑑定人の行う評価による市場価値に基づく証拠によって決められ、特殊な性質であり、売買がめったにないために市場価値の証拠となるものがない場合には、減価償却後の再調達原価(depreciated replacement cost)または現在割引価値(discounted present value)を用いて見積ることもできる。

公正価値の変動が激しいときは、毎年、再評価が必要であり、少なくとも3年から5年ごとに再評価しなければならない(IAS16(2003年改訂)para.34)。毎決算日または定期的に有形固定資産が再評価されるならば、取得年次が異なる複数の取得原価によって集計されたために同質的価値ではない会計数値によって測定される「原価モデル」よりも、再測定時における現在の価格(current price)で画一的に再測定・集計された会計数値によって作成される「再評価モデル」の方が、現在における利害関係者にとっては有用である(菊谷〔1995〕140頁)。

有形固定資産を公正価値で再評価した場合、 再評価の結果として増加した帳簿価額の増加額 (increase) は、「再評価剰余金」(revaluation surplus) の科目を付して「その他の包括利益」 (other comprehensive income:以下、OCI と略 す)に認識し、株主持分に直接貸記しなければ ならない。ただし、再評価剰余金は、以前に費 用として認識された同一資産の再評価による減 少額を戻し入れる範囲内で収益として認識しな ければならない(IAS16(2003年改訂) para.39)。

なお、当該資産の認識の中止(たとえば、売却処分)が行われた場合には、再評価剰余金は利益剰余金に振り替えられている(IAS16(2003)

年改訂)para.41)。つまり、再評価剰余金は当期損益には算入されないが、いずれ売却譲渡時等(認識の中止)には利益剰余金に振り替える会計処理が採択されている。新田(2007、7頁)も解明するように、投資総額を確定し再評価剰余金を最終的には利益とする会計処理には、結果として記録つまり簿記の次元で「投資資本の回収計算」が貫徹されている。すなわち、売却譲渡時等の認識中止時点には、投資総額(取得原価)を回収するために取得原価主義(原価モデル)に回帰している。

他方、再評価の結果として減少した帳簿価額の減少額(decrease)は、当期の損失として計上される。ただし、当該減少額は、当該資産に関する再評価剰余金の貸方残高の範囲内でOCIに認識され、OCIに認識された当該減少額は、再評価剰余金に累積していた金額から控除される(IAS16(2003年改訂)para.40)。

たとえば、 t_1 期首に土地を 5,000 万円で取得し、 t_1 期末に 6.000 万円と再評価され、 t_2 期末に公正価値が 4,500 万円に下落したが、さらに t_3 期末に 5,700 万円まで上昇し、 t_4 期末に 6,200 万円で売却処分したと仮定する場合、当該土地の当初測定・再測定・認識の中止(取得時・再

評価時・売却時)における仕訳処理は次のとおりであり、図1では、当該土地の帳簿価額や再評価剰余金の推移が示されている(菊谷[2007]42頁)。

t₁ 期首(当初測定時•取得時):

(借) 土 地 50,000,000

(貸) 現 金 50,000,000

t₁期末(再測定時・再評価時):

(借) 土 地 10.000.000

(貸) 再評価剰余金 10,000,000

t, 期末(再測定時 · 再評価時):

(借) 再評価剰余金 10,000,000

土地評価損 5,000,000

(貸) 土 地 15,000,000

t。期末(再測定時·再評価時):

(借) 土 地 12,000,000

(貸) 土地評価益 5,000,000 再評価剰余金 7.000,000

1111 my -- 110

t4 期末(認識の中止時・売却時):

(借) 現 金 62,000,000 再評価剰余金 7,000,000

(貸) 土 地 57,000,000

利益剰余金 7,000,000

土地壳却益 5,000,000

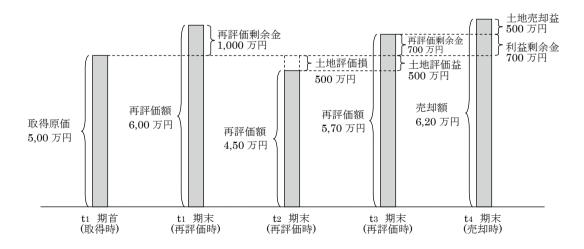


図1 IASB の再評価モデルによる帳簿価額と再評価剰余金の推移

出所: 菊谷正人〔2007〕「国際会計基準第16号『有形固定資産』の総合的・分析的検討」『経営志林』第44巻第1号、42頁。

IASB は、2011年5月に「国際財務報告基準 第13号 公正価値測定」(International Financial Reporting Standard 13 " Fair Value Measurement": 以下、IFRS13と略す)を公表し、 「公正価値」の定義として、測定日に市場参加者 間における秩序ある取引 (an orderly transaction between market participants) により資産を 売却することから受け取られる価格に統一した (IFRS13, para.9)。米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board:以下, FASB と略す) により 2006 年 9 月に公表された 「財務会計基準第157号 公正価値測定」(Statement of Financial Accounting Standards No.157 "Fair Value Measurements":以下、SFAS157 と 略す。現在、FASBによる会計基準のコード化 体系によって Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」となってい る)が、「公正価値とは、市場参加者間による秩 序ある取引において、資産の売却によって受け 取るであろう価格をいう。| (SFAS157, para.3) と定義したため、IASB も追随・同調して「公 正価値」を売却価格と同一視している(菊谷 〔2020〕25頁)。

IFRS13 公表後の 2012 年 5 月に修正・公表された IAS16 (2012 年修正) (para.6) の規定では、「公正価値」の定義は、市場参加者間における秩序ある取引において、測定日時点に資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格に変更されている。

上記設例では、非償却資産の土地を対象としたので、損益計算上の問題はさほど生じないが、減価償却資産である場合には決算ごとに減価償却費を計算しなければならないので、減価償却の基礎価額に対して取得原価または再評価額(公正価値)を採るのかによって、将来において配分される「償却可能価額」(depreciable amount)は異なり、当該期間の減価償却費(depreciation charge)に影響を及ぼす。IAS16では、有形固定資産の再測定額(期末評価額)、すなわち減価償却の基礎価額として「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用が容認されているが、「再評価モデル」による減価償却費は再評

価額(時価)に基づいて計算される。

さらに、減価償却資産に「再評価モデル」を 適用した場合には、減損損失の会計処理(とり わけ、減損損失の戻入れの会計処理)も「原価 モデル」とは相当に異なる。

Ⅲ IASB の再評価モデルにおける減価償却費

1. 時価が上昇した場合における減価償却費

前述したように、減価償却資産の費用分配手続として減価償却を行う際に、どのような基礎価額を与えるのかによって「償却可能価額」が異なるので、当該期間の減価償却費に影響する。「原価モデル」による減価償却費は取得原価に基づいて測定され、「再評価モデル」では、減価償却費は再評価額(公正価値)に基づいて計算され、全額損益計算書に算入される。

「再評価モデル」によって減価償却資産を再評価した場合、再評価に伴う減価償却累計額は次のいずれかの方法によって計上・表示される(IAS16 (1982 年) para.23, IAS16 (1993 年改訂) para.35, IAS16 (1998 年改訂) para.33, IAS16 (2003 年改訂) para.35)。

- (a) 再評価後の資産の帳簿価額が再評価額と等しくなるように、資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額の変動に比例して改訂される。
- (b) 再評価前の減価償却累計額を消去し、その 正味再評価額を新たな帳簿価額とする。

上記(a) 法は、機械の陳腐化等による再評価を行う場合のように、当該資産が指数によって減価償却累計額控除後の再調達原価に再評価される建物等に用いられることが多い。(b)法は、市場価値で再評価できる建物等に用いられることが多い。

たとえば、 t_1 期首に備品(耐用年数 5 年、残存価額 0、定額法による)を 100 万円で取得し、 t_2 期末に時価が 72 万円と 2 割増しに上昇した場合には、下記のような仕訳処理が必要である。なお、計算の簡素化のために、時価による基礎価額は次期以降の減価償却費を対象とする(菊谷〔2007〕43 頁一部加筆修正)。

(a) 法

t₁ 期首(当初測定時•取得時):

(借) 備 品 1,000,000

(貸) 現

金 1.000.000

t, 期末(償却時):

(借) 減価償却費 200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

t。期末(償却時·再評価時):

(借) 減価償却費 200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

 $200.000^{(1)}$ (借) 備 品

> 120,000 (2) (貸) 再評価剰余金 80.000 (3) 減価償却累計額

- (1) $(720,000 \div 600,000) \times 1,000,000$ -1,000,000=200,000
- (2) 720,000 600,000 = 120,000
- (3) $(720,000 \div 3 年 400,000 \div 2 年)$ \times 2年)=80,000

t₂期末 • t₄期末 • t₅期末(償却時):

(借)減価償却費 240,000 ⁽⁴⁾

(貸) 減価償却累計額 240,000

(4) $720,000 \div 3$ 年= 240,000

(b) 法

t₁期首(当初測定時・取得時):

(貸) 現

(借) 備

品 1.000,000

金 1,000,000

t₁期末(償却時):

(借) 減価償却費 200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

t₂期末(償却時・再評価時):

(借) 減価償却費

200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

(借)減価償却累計額 400,000 ⁽⁵⁾

品 600,000 備

(貸) 備 品 400,000 減価償却累計額 480,000 (6) 再評価剰余金 120,000

t₃期末・t₄期末・t₅期末(償却時):

(借) 減価償却費

240,000

(貸) 減価償却累計額 240.000

- (5) $200,000 \times 2 = 400,000$
- (6) $(720,000 \div 3 \mp) \times 2 \mp = 480,000$

このように、(a) 法を選択した場合には、to 期末時の時価72万円と帳簿価額60万円(=取 得原価 100 万円 - 減価償却累計額 40 万円) と の割合に応じて、基礎価額を100万円から120 万円(=(時価72万円÷帳簿価額60万円)×取 得原価 100 万円) に、減価償却累計額を 40 万 円 (=減価償却費 20 万円×2年) から48 万円 (=(時価72万円÷3年)×2年)に修正される。 時価(72万円)と帳簿価額(60万円)との差 額(12万円)は、再評価剰余金として設定され る。再評価後における減価償却費は、再評価額 (72万円)に基づいて計算されるので、取得原 価に基づく20万円ではなく、24万円である。他 方、(b) 法によれば、従来の減価償却累計額 40 万円(=20万円×2年)を取り崩し、新たに時 価に基づく減価償却累計額48万円を計上する。 減価償却の基礎価額は(取得原価 100 万円に基 づく) t。期末時の帳簿価額 60 万円から t。期末 時の時価72万円に切り替えられる。いずれの方 法によっても、t₂期末の簿価価額は72万円であ り、再評価後の t3 期末・t4 期末・t5 期末におけ る減価償却費は24万円であることには差異は ない(菊谷〔2007〕44頁)。

表1では、「原価モデル」と時価上昇時の「再 評価モデル」の減価償却費、減価償却累計額、

原価モデルと再評価モデル(時価上昇時)における勘定科目の金額の比較 表 1 (単位:円)

評価モデル	勘定科目	t₁期末	t₂ 期末	t₃ 期末	t₄ 期末	t₅ 期末
	減価償却費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
原価モデル	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
原価セナル	再評価剰余金	_	_	_	_	_
	備品(帳簿価額)	800,000	600,000	400,000	200,000	0
	減価償却費	200,000	200,000	240,000	240,000	240,000
再評価モデル	減価償却累計額	200,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000
	再評価剰余金	_	120,000	_	_	_
	備品(帳簿価額)	800,000	720,000	480,000	240,000	0

出所:著者作成。

帳簿価額、再評価剰余金の金額が比較・表示さ れている。

「原価モデル」を採用した場合、時価の変動時 点(t。期末)に再評価は行わないために、減価 償却の基礎価額は取得原価のままであるので、 減価償却費は毎期20万円と定額である。一方、 「再評価モデル」(時価上昇時)を採用した場合、 時価の変動時(t。期末)に時価が12万円上昇し て72万円になったことにより、再評価の結果と して増加した帳簿価額の増加額12万円は、「再 評価剰余金」の科目を付して「その他の包括利 益」に認識し、株主持分に直接貸記しなければ ならない。また、当該時価の上昇により、帳簿 価額(基礎価額)が12万円増加したために、t₃ 期末・t₄期末・t₅期末における毎期の減価償却 費が「原価モデル」を採用した場合に比べて、 24万円と4万円高く計上されている。

2. 時価が下落した場合における減価償却費

「再評価モデル」の計算構造・仕組みを完全・ 網羅的に解明するために、公正価値が下落した 場合における設例を示すことにする。たとえば、 前記設例(取得原価100万円、耐用年数5年、 残存価額0円、定額法による)の備品の時価が t。期末に48万円と2割下落したと仮定する場 合、下記のような仕訳処理が必要である(菊谷 [2007] 51 頁一部加筆修正)。

- (a) 法
 - t, 期首(当初測定時•取得時):
 - (借) 備
- 品 1,000,000
- (貸) 現 金 1,000,000
- t, 期末(償却時):
 - (借) 減価償却費
- 200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

- t。期末時(償却時·再評価時):
 - (借) 減価償却費

200,000

(貸)減価償却累計額 200,000

- 120,000 (1) (借) 固定資産評価損
 - 減価償却累計額

80,000 (2)

 $200.000^{(3)}$ (貸) 備 品

- $(1) (1,000,000 400,000) \times (480,000)$
 - \div 600,000) -600,000 = \triangle 120,000

- (2) $(480.000 \div 3 年 400.000 \div 2 年)$ \times 2年= \triangle 80,000
- (3) $(480.000 \div 600.000) \times 1.000.000$ $-1.000.000 = \triangle 200.000$
- t₃期末 t₄期末 t₅期末(償却時):
 - (借) 減価償却費

(貸) 減価償却累計額 160,000

(4) $480,000 \div 3$ 年=160,000

- (b) 法
 - t₁ 期首(当初測定時•取得時):

(借) 備 品 (貸) 現

1,000,000

金

160.000 (4)

t, 期末(償却時):

(借)減価償却費 200,000

> (貸) 減価償却累計額 200,000

- t。期末時(償却時•再評価時):
 - (借) 減価償却費

200,000

1,000,000

(貸) 減価償却累計額 200,000 (借) 減価償却累計額 400,000

> 備 品 200,000 120,000 (5) 固定資産評価損

(貸) 備 品 400,000

 $320.000^{(6)}$ 減価償却累計額

- (5) 480.000 (1.000.000 400.000) $= \triangle 120,000$
- (6) $(480,000 \div 3年) \times 2年 = 320,000$
- t₃期末 t₄期末 t₅期末(償却時):
 - (借) 減価償却費 160,000

(貸) 減価償却累計額

上記(a) 法では、t₂期末時の時価48万円と 帳簿価額60万円との割合に応じて、基礎価額を 100 万円から 80 万円 (= (時価 48 万円÷帳簿 価額 60 万円) ×取得原価 100 万円) に、減価 償却累計額を40万円(=減価償却費20万円× 2年) から32万円 (= (時価48万円÷3年) ×2年)に修正される。再評価後におけるta期 末(以降)の減価償却費は、再評価額(48万円) に基づいて計算されるので、取得原価に基づく 20万円ではなく、16万円である。

他方、(b) 法によれば、従来の減価償却累計 額(40万円)が取り崩され、時価に基づく減価 償却累計額32万円が新たに計上される。減価償 却の基礎価額は(取得原価100万円に基づく)

 t_2 期末時の帳簿価額 60 万円から t_2 期末時の時価 48 万円に切り替えられている。時価(48 万円)と帳簿価額(60 万円)との差額(12 万円)は、固定資産評価損として計上される。

いずれの方法によっても、 t_2 期末の簿価価額は48万円であり、再評価後における減価償却費

は16万円であることには差異はない。

表2では、「原価モデル」と時価下落時の「再評価モデル」の減価償却費、減価償却累計額、 帳簿価額、固定資産評価損の金額が比較・表示 されている。

表2 原価モデルと再評価モデル(時価下落時)における勘定科目の金額の比較 (単位:円)

評価モデル	勘定科目	t₁ 期末	t₂ 期末	t₃ 期末	t₄ 期末	t₅ 期末
	減価償却費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
原価モデル	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
原価モブル	固定資産評価損	_	_	_	_	_
	備品(帳簿価額)	800,000	600,000	400,000	200,000	0
	減価償却費	200,000	200,000	160,000	160,000	160,000
再評価モデル	減価償却累計額	200,000	320,000	480,000	640,000	800,000
丹計画でプル	固定資産評価損	_	120,000	_	_	_
	備品(帳簿価額)	800,000	480,000	320,000	160,000	0

出所:著者作成。

N IASB の再評価モデルにおける減損損失

1. 減損損失と減損損失戻入れ

減損(impairment)とは、固定資産の収益性低下によって投資額の回収が見込めなくなり、当該資産の回収可能価額(recoverable amount)が帳簿価額より下回る場合における下落分をいう。つまり、資産の利用または売却によって回収される回収可能価額が、投下資本(取得原価)に基づく帳簿価額よりも低い状態を「減損」といい、回収可能価額と帳簿価額との差額を「減損損失」(impairment loss)という⁽³⁾。

減損損失=帳簿価額-回収可能価額

ここに「回収可能価額」とは、IASC が 1998年6月に公表し、IASB によって 2003年12月に改訂された国際会計基準第36号「資産の減損」(International Accounting Standard 36 (revised 2003) "Impairment of Assets": 以下、IAS36と略す)によれば、資産の「売却費用控除後の公正価値⁽⁴⁾」(fair value less costs to sell)と「利用価値」(use value)のいずれが高い金額である。「売却費用控除後の公正価値」は、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額から処分費用を控除した額をいい、「利用価

値」は資産または資金生成単位から生じることが期待される将来キャッシュ・フローの現在価値(present value)である(IAS36.para.6)。

要するに、「回収可能価額」とは、(a) 現在の販売市場で当該資産を売却処分して受け取ることができる「正味売却価格」(net selling price)と(b) 当該資産を売却処分しないで保有・利用することにより受け取るであろう将来キャッシュ・フローを適切な割引率によって現在時点の価値に割り引いた「利用価値」との高い金額であり、出口価値(exit value)として最高額である(菊谷〔2002〕17頁)。取得時(過去)の購買市場における公正価値であった取得原価(過去の入口価値:entry value)のうち、少なくとも一部が回収できないときは、現在の出口価額である回収可能価額まで切り下げ、その回収可能価額を新規の帳簿価額とする会計方針が「減損処理」である。

たとえば、機械装置 (取得原価1,000万円、帳簿価額600万円、残存価額0円、耐用年数5年、経過年数2年)の正味売却価格が400万円であり、売却しないで3年間の継続利用により毎年150万円のキャッシュ・フロー(割引率:4%)と利用後の処分価額75万円(割引前キャッシュ・フローの総額525万円)が見込めると想定した場合、減損損失の測定のために回収可能

性価額を計算するには、まず、下記算式により 利用価値を求めなければならない(菊谷〔2007〕 47頁一部加筆修正)。

$$\frac{150万円}{1.04} + \frac{150万円}{1.04^2} + \frac{150万円 + 75万円}{1.04^3} = 483万円$$

利用価値(483万円)が正味売却価格(400万円)より高いので、回収可能価額は利用価値の483万円となる。帳簿価額(600万円)の回収可能価額(483万円)との差額(117万円)が「減損損失」として計上される。

(借) 減損損失 1,170,000

(貸) 減損損失累計額 1.170.000

減損損失を計上した後に、当該資産の用途変更・経済状況の変化・見積りの訂正等のために「回収可能価額」が上昇することもある。この場合、IAS36では、「減損損失の戻入れ」(reversal of impairment loss)を損益計算書に収益として計上しなければならない。ただし、減損損失の戻入れによって増加する資産の帳簿価額は、過年度において認識された減損損失がなかった場合の(減価償却控除後の)帳簿価額を超えては

ならない (IAS36, paras.117 and 119)。 すなわち、取得原価主義の枠内で取得原価に基づく帳簿価額までは減損損失を戻し入れることができるが、取得原価を上回ることはできない。

たとえば、上記の機械装置について、翌年度 末(経過年数3年)に回収可能価額が500万円 に上昇したため、取得原価に基づく帳簿価額 (400万円)まで減損損失の戻入れを行った場 合、下記の仕訳処理が必要である。

(借) 備

品 780,000

(貸)減損損失戻入れ 780,000*

*(10,000,000-10,000,000÷5年×3年)-

(4,830,000-4,830,000÷3年)=780,000

さらに、翌年度末(経過年数4年)に回収可能価額が102万円に下落した場合、再度、減損損失を計上する仕訳処理が必要である。

(借) 減損損失

980,000

(貸) 減損損失累計額 980,000

図2では、IASBの「原価モデル」を採用した場合における減損処理の数値が示されている。

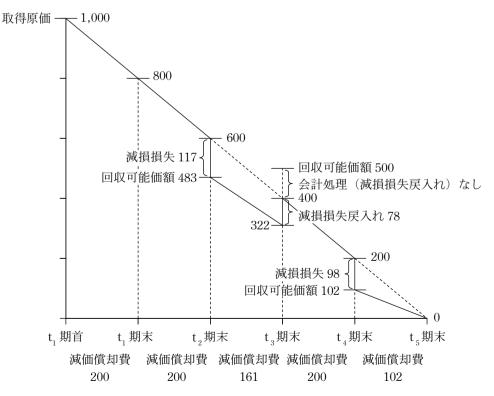


図2 IAS36 における減損処理(単位:万円)

なお、わが国の企業会計審議会が2002年8月9日に公表した「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、「減損会計基準」と略す)は、①減損の認識規準として「蓋然性規準」を採用しているので、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失の認識・測定を行っていること、②減損損失の戻入れは事務負担を増大させる恐れがあること等を理由に「減損損失の戻入れ」を行わない(「減損会計基準」三・2)。

IASB は、①減損損失の戻入れによって利用者に対して資産の将来の便益可能性に関する有用な指標を提供すること、②減損損失の戻入れが禁止されれば、当該年度に減価償却費が低くなるために、その後の年度には利益を過大計上する乱用を招く危険性があること等を理由に「減損損失の戻入れ」を要求している(IAS36,para.BCZ184).

2. 再評価資産の減損損失

前述したように、IAS16では有形固定資産の 再評価を選択適用できる。IAS16の規定に準拠 するIAS36 (para.61)によれば、再評価された 資産の減損損失は、当該損失が当該資産に関す る再評価剰余金の金額を超えない範囲で、当該 資産の再評価剰余金の減額として直接に認識さ れる。つまり、再評価資産の減損処理としては、 過去に累積していた再評価剰余金を超過しない 範囲まで直接に相殺し、その相殺後の残額が「減 損損失」として損益計算書に計上される。

減損損失の戻入れは、再評価剰余金で株主持分に直接に貸記されるが、減損損失が過去の損益計算書に認識されているならば、その減損損失の戻入れは損益計算書に算入される(IAS36, para.120)。要するに、再評価された資産の減損損失は、再評価の減額として処理され、相殺・減額後の残額を減損損失として認識するが、将来の再評価時には当該減損損失を戻し入れて取得原価まで回復した後に、再評価剰余金を設定することになる。

たとえば、前記設例 (取得原価 100 万円、耐用年数 5 年、残存価額 0 円、定額法による備品) において、下記のように、備品の時価と回収可

能価額が変動したと想定する。その場合、回収 可能価額の測定では、いずれも正味売却価格よ りも利用価値が高かったので、回収可能価額は 利用価値とすると仮定した。

- (1) t₁ 期首に備品を 100 万円で取得したが、t₁ 期末に時価が 72 万円に下落していた。
 - t, 期首(当初測定時•取得時):

(借) 備 品 1,000,000

(貸) 現 金 1,000,000

t₁期末(償却時):

(借) 減価償却費 200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

t₁ 期末時(再評価時):

(借) 固定資産評価損 80,000⁽¹⁾

(貸) 備 品 80.000

(1) 720,000 - (1,000,000 - 200,000)= $\triangle 80,000$

「再評価モデル」では、時価(72万円)を期 末評価額としなければならないので、取得原価 に基づく帳簿価額(80万円)と時価と差額は固 定資産評価損として計上される。

- (2) t₂ 期末に回収可能価額(利用価値)が48万円に下落した。
 - t, 期末(償却時):

(借)減価償却費 180,000 ⁽²⁾

(貸)減価償却累計額 180,000

t₂期末時(回収可能価額下落時):

(借) 減 損 損 失

60,000 (3)

(貸) 備

品 60,00

- (2) (1,000,000-200,000-80,000) $\div (5 \pm (-1 \pm) = 180,000$
- (3) $480,000 (1,000,000 200,000 80,000 180,000) = \triangle 60,000$
- (3) t_3 期末に回収可能価額 (利用価値) が 44 万円に上昇し、時価が 52 万円に上昇した。((b) 法を採用する)
 - t₃期末(償却時):

(借)減価償却費 160,000 ⁽⁴⁾

(貸) 減価償却累計額 160,000

t₃期末(再評価時・減損損失戻入時):

(借)減価償却累計額 540,000 ⁽⁵⁾

(貸) 備 品 540,000

(借) 備 品 980,000

(貸)減価償却累計額 780,000 ⁽⁶⁾ 減損損失戻入れ 80,000 ⁽⁷⁾ 再評価剰余金 120,000 ⁽⁸⁾

- (4) $480.000 \div (5年-2年) = 160.000$
- (5) 200,000+180,000+160,000= 540,000
- (6) $(520,000 \div 2年) \times 3年 = 780,000$
- (7) $(1,000,000-200,000\times3年)$ -(480,000-480,000÷3年)=80,000
- (8) $520,000 (1,000,000 200,000 \times 3\%) = 120,000$

「減損損失戻入れ」は、取得原価に基づく帳簿価額 40 万円(=100 万円 -20 万円 \times 3 年)を超えてはならないので、12 万円(=回収可能価額 44 万円 - 旧簿価 32 万円)ではなく、8 万円(=40 万円 -32 万円)と計上される。

- (4) t₄ 期末に回収可能価額 (利用価値) が 16 万 円まで下落した (単位:万円)。
 - t4 期末(償却時):
 - (借)減価償却費 260,000 ⁽⁹⁾ (貸)減価償却累計額 260.000
 - t, 期末(回収可能価額下落時):
 - (借)減損損失 40,000 ⁽¹⁰⁾ 再評価剰余金 60,000 ⁽¹¹⁾ (貸)備 品 100,000
 - (9) $520,000 \div (5 \pm 3 \pm 3) = 260,000$
 - (10) $160,000 (1,000,000 200,000 \times 4 =) = \triangle 40,000$
 - (11) $(520,000-520,000 \div 2)$ $-(1,000,000-200,000 \times 4年)$ =60,000

「減損損失」は、過去に累積していた再評価剰 余金のうち6万円を相殺・減額した4万円とな る。

(5) t₅期末(償却時):

(借)減価償却費 160,000

(貸) 減価償却累計額 160,000

なお、比較参考のために、IASBが採用する「原価モデル」における減損処理について、前記設例と同じ数値を用いて仕訳処理を行ってみる。

(1) t₁ 期首に備品を 100 万円で取得したが、t₁

期末に時価が72万円に下落した。

- t₁期首(当初測定時·取得時):
 - (借) 備 品 1.000.000

(貸)現 金 1,000,000

t₁期末(償却時):

(借)減価償却費 200.000

(貸) 減価償却累計額 200,000

t₁期末時(再測定時): 仕訳なし

「原価モデル」では、帳簿価額は取得原価に基づく80万円であるので、固定資産評価損の計上はない。

- (2) t₂ 期末に回収可能価額(利用価値)が48万円に下落した。
 - t₁ 期末(償却時):
 - (借) 減価償却費 200,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

- t 2 期末時(回収可能価額下落時):
 - (借)減損損失 120,000⁽¹⁾ (貸)備 品 120,000
 - (1) $480,000 (1,000,000 200,000 \times 2\text{\footnote{\pm}}) = \triangle 120,000$

「減損損失」は、取得原価に基づく帳簿価額60万円が回収可能価額48万円と比較されるので、12万円と計上される。

- (3) t_3 期末に回収可能価額(利用価値)が 44 万円に上昇し、時価が 52 万円に上昇した。
 - t。期末(償却時):
 - (借)減価償却費 160,000 ⁽²⁾
 - (貸) 減価償却累計額 160,000
 - t。期末(再測定時·減損損失戻入時):
 - (貸)減価償却累計額 560,000 ⁽³⁾

(貸) 備 品 560,000

- (借) 備 品 680,000
 - (貸)減価償却累計額 600,000 ⁽⁴⁾ 減損損失戻入れ 80,000 ⁽⁵⁾
 - (2) $480,000 \div (5 \pm -2 \pm) = 160,000$
 - (3) 200,000+200,000+160,000=560,000
 - (4) 200,000×3年=600,000 (取得原価による)
 - (5) $(1,000,000-200,000\times3$ 年)
 - $-(480.000-480.000 \div 3 \mp) = 80.000$

「減損損失戻入れ」は、取得原価に基づく帳簿 価額 40 万円までに限定される。 (4) t_4 期末に回収可能価額(利用価値)が 16 万円まで下落した(単位:万円)。

t, 期末(償却時):

(借)減価償却費 200.000 ⁽⁶⁾

(貸) 減価償却累計額 200,000

t。期末(回収可能価額下落時):

(借) 減 損 損 失 40,000 ⁽⁷⁾

(貸) 備 品

40,000

(6) $400,000 \div (5 \pm -3 \pm) = 200,000$

(7) $160,000 - (1,000,000 - 200,000 \times 4\%) = \triangle 40,000$

(5) t₅期末(償却時):

(借) 減価償却費

160,000

(貸) 減価償却累計額 160,000

図3では、IAS36(2003年改訂)の「再評価 モデル」を採用した場合(実線)における再評 価・減損処理の仕訳処理に基づく金額が、図形 化されている。

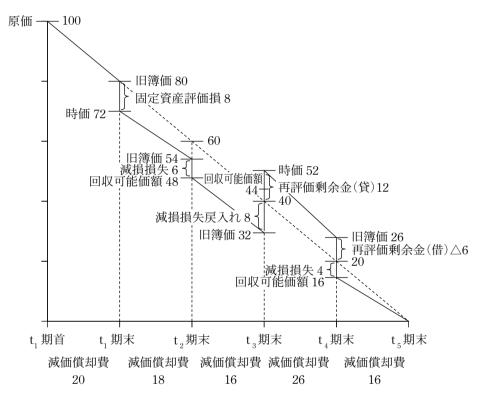


図3 IAS36 における再評価モデルに基づく再評価・減損処理(単位:万円)

図3から解明できるように、「再評価モデル」を採用する場合、「原価モデル」とは異なり、t₁期末に備品80万円(=取得原価100万円-t₁期末減価償却累計額20万円)の時価が72万円に下落しているので、帳簿価額と時価との差額8万円が「固定資産評価損」として計上される。また、t₁期末において当該備品の減価償却後の帳簿価額80万円から固定資産評価損8万円を減額され、新規の帳簿価額は72万円となる。

他方、「原価モデル」を採用している場合、 t_1 期末には再評価は行わないので、 t_1 期末おける備品の帳簿価額は取得原価から減価償却累計額を控除した 80 万円のままである。

 t_2 期末には、「再評価モデル」の採用により減価償却の基礎価額が72万円となっていたので、この金額に基づいて減価償却費は18万円と計算される。なお、備品の回収可能価額が48万円に下落したために、t2 期末における減損処理前

の帳簿価額 54 万円 (= t₁ 期末における再評価 額72万円-t。期の減価償却累計額18万円)と 回収可能価額48万円との差額6万円は、「減損 損失 | として帳簿価額から減額される。したがっ て、t。期末における減損処理後の新規帳簿価額 は回収可能価額の48万円となる。

他方、「原価モデル」を採用する場合、減価償 却の基礎価額が80万円であるので、この金額に 基づいて計算される減価償却費は20万円であ る。なお、t。期末における減損処理前の帳簿価 額 60 万円 (= 100 万円 - 20 万円×2年) と回 収可能価額 48 万円との差額 12 万円が減損損失 として帳簿価額から減額されるので、t。期末に おける新規の帳簿価額は、「再評価モデル」を採 用する場合と同様に、回収可能価額の48万円で ある。

ta期末には、「再評価モデル」を採用した場 合、減価償却の基礎価額が48万円となっている ので、この金額に基づいた減価償却費は16万円 と計算される。さらに、備品の時価が52万円に 上昇していたが、t。期末における帳簿価額32万 円と時価 52 万円との差額 20 万円のうち、「減 損損失の戻入れ」は、取得原価に基づく帳簿価 額 40 万円 (=取得原価 100 万円-t。期末減価 償却累計額20万円×3年)を超えてはならない ので、8万円に限定される。相殺後の残額12万 円 (= 20万円-8万円) は、再評価剰余金とし

て積み立てられる。したがって、ta期末におけ る新規帳簿価額は、時価による52万円である。

他方、「原価モデル」を採用している場合、「再 評価モデル」と異なり、t。期末に備品の時価52 万円に上昇していても再評価されないので、ta 期末における新規の帳簿価額は、減損損失の戻 入前の帳簿価額(32万円)に減損損失戻入れ(8 万円)を加算した40万円(取得原価100万円 から取得原価に基づく減価償却累計額60万円 を控除した金額)に止まる。

t₄期末には、「再評価モデル」を採用した場 合、減価償却の基礎価額が52万円となっている ので、減価償却費はこの52万円に基づいて26 万円と算定される。なお、備品の回収可能価額 が16万円まで下落した結果、下落額10万円(= 26 万円 - 16 万円) のうち、過去に累積してい た再評価剰余金12万円を超過しない範囲内で 直接に相殺し、その相殺後の残額が「減損損失」 として損益計算書に算入される。その場合、減 損損失として計上される金額は、過年度に認識 された減損損失がなかった場合の帳簿価額(す なわち、取得原価に基づく減価償却累計額控除 後の帳簿価額)20万円を超えてはならないの で、t。期末における減損損失は4万円(=t。期 末帳簿価額 16 万円 - 取得原価に基づく帳簿価 額20万円)と計上され、6万円(=下落額10 万円-減損損失4万円)が再評価剰余金の減額

	表3 原価セデル	と再評価セア	ルにおける减	預処理の比較	(単位:円)	
評価モデル	勘定科目	t₁期末	t₂ 期末	t₃ 期末	t₄ 期末	t₅ 期末
	減価償却費	200,000	200,000	160,000	200,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	960,000
	減損損失	_	120,000	_	40,000	_
原価モデル	固定資産評価損	_	_	_	_	_
	再評価剰余金	_	_	_	_	_
	減損損失戻入れ	_	_	80,000	_	_
	備品(帳簿価額)	800,000	480,000	400,000	160,000	0
	減価償却費	200,000	180,000	160,000	260,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	380,000	780,000	1,040,000	1,200,000
	減損損失	_	60,000	_	40,000	_
再評価モデル	固定資産評価損	80,000	_	_	_	_
	再評価剰余金	_	_	120,000	△ 60,000	_
	減損損失戻入れ	_	_	80,000	_	_
	備品(帳簿価額)	720,000	480,000	520,000	160,000	0

出所:著者作成。

(借方) として計上される。なお、 t_4 期末における備品の帳簿価額は、回収可能価額の 16 万円となる。

他方、「原価モデル」を採用した場合には、t₄期末には減価償却の基礎価額は 40万円となっているので、この金額に基づいて減価償却費は 20万円と計算される。t₄期末に備品の回収可能価額は 16万円まで下落しているので、t₄期末における減損処理前帳簿価額 20万円(=取得原価100万円-取得原価に基づく減価償却累計額 80万円)と回収可能価額 16万円との差額 4万円が「減損損失」として計上される。なお、t₄期末における減損処理後の帳簿価額は、「再評価モデル」を採用した場合と同様に、回収可能価額の16万円である。

 t_5 期末では、「再評価モデル」を採用した場合でも「原価モデル」を採用した場合でも、減価償却の基礎価額は同じ16万円であるので、減価償却費はともに16万円と計算される。

表3では、IASBの「再評価モデル」を採用した場合における減損処理について、「原価モデル」と比較した数値が示されている。

V 再評価モデルに対する理論的考察 一菊谷説の開陳一

1. 再評価差額の会計処理と期中平均時価法による減価償却費

(1) 再評価差額の会計処理

IAS16が示した「再評価モデル」の特徴としては、有形固定資産を再評価した場合における増加額は「再評価剰余金」の科目を付してOCIに認識され、株主持分に貸記されなければならないが、認識中止時点(売却・撤去時点等)には利益剰余金に振り替える必要がある。さらに、減価償却資産の減価償却は、本稿では、前期末時価をベースにして、すなわち一時点の時価に基づいて算出されている。

再測定時点(期末評価時点)に有形固定資産を再評価した場合、時価と取得原価(帳簿価額)との再評価差額をどのように処理するべきであるかについては、理論的には、図4が示すように、(a) 当期損益処理、(b) 利益剰余金計上処理、(c) 一旦 OCI に計上し、実現時に利益剰余金に振り替える会計処理および(d)資本剰余金計上処理が考えられる。

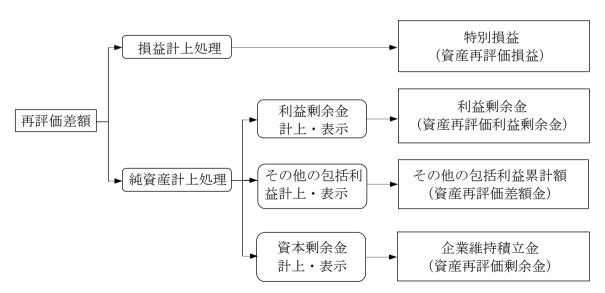


図4 有形固定資産の再評価差額の会計処理と表示項目・勘定科目

出所: 菊谷正人〔2020〕「『時価の算定に関する会計基準』に対する批判的考察」『経営志林』第57巻第3号、 32頁。 IAS16では、「再評価剰余金」の会計処理は、 繰延利益(OCI)として当期利益には算入しな いが、いずれ売却譲渡時等に利益剰余金に振り 替える(c)の会計処理が採択されている。

卑見によれば、再評価という会計行為から生じる資本利得(capital gain)を処分可能利益に算入すれば、その部分が社外流出され、企業の実体資本維持(Substanzkapitalerhaltung)あるいは営業能力維持(maintenance of operating capacity)は図れないので、継続企業(企業維持)の観点から、再評価差額は利益ではなく資本修正(capital adjustment, Kapitalkorrektur)として処理されるべきである(菊谷〔1991〕306頁)。

つまり、卑見では、(d) 資本剰余金計上処理 が採択され、価格上昇時には再評価差額は「再 評価剰余金」に貸方記入される一方、価格下落 時には「再評価剰余金」に借方記入され、減額 修正(または減資処理)されなければならない。

(2) 期中平均時価法による減価償却費

価格変動による架空損益を除去するためには、減価償却費(depreciation expense, Abschreibung) は時価に基づいて算定しなければならないが、ドイツのシュミット(Schmidt〔1929〕SS.186-189)、オーストリアのギンザー(Gynther〔1966〕pp.112-116)、日本の菊谷(1991、302-303 頁)が主張しているように、期中に稼得される売上収益額は当該期間中に平均価格でほぼ計上されているので、減価償却費は、期首一時点あるいは期末一時点における時価に基づくのではなく、期間中の平均時価(average current cost)あるいは平均調達時価(durchschnittlich Tagesbeshaffungswert)に基づいて計算されるべきである。

減価償却費は、有形固定資産の用役潜在力が 当該期間にわたって活性化した活動費であり、 収益(revenue,Ertrag)を稼得するための価値 犠牲として費消した部分であるので、事業活動 に貢献した費消分は収益との関連において当該 期間全般のカレントな時価に基づかなければな らない。減価償却費は、収益との同期間的・同 質的価値対応のために期中平均時価法による会 計処理を講じるべきであり、期末一時点の時価による減価償却費計上は過大償却(over-depreciation, überhöhte Abschreibung) である。

取得原価に基づく減価償却費と期中平均時価法に基づく減価償却費との差額は、企業の実体資本維持・営業能力維持のために資本性の減価償却修正(depreciation adjustment, Abschreibungskorrektur)または資本準備金(capital reserve, Kapitalreserve)で処理することになる。IAS16のように、当該資産が売却されるときにでも再評価剰余金は利益剰余金に振り替えるのではなく、企業の事業継続中には累積されるべきである。厳密に言えば、再評価剰余金は「株主持分」(shareholders' equity)ではなく企業維持のための「企業体持分」(enterprise equity)である⑤。

たとえば、 t_1 期首に備品(耐用年数 5 年、残存価額 0、定額法による)を 100 万円で取得し、 t_2 期末に時価が 72 万円と 2 割増しに上昇した場合、 t_2 期における減価償却費を平均時価法により算定するならば、下記のような仕訳処理が必要である。

t。期末(再評価·償却時時):

(借) 備 品 120,000 ⁽¹⁾

(貸) 再評価剰余金 120,000

(借)減価償却費 220,000 ⁽²⁾

(貸) 減価償却累計額 200,000 再評価剰余金 20,000

- (1) 720,000-600,000=120,000
- (2) $(800,000 \div 4年+720,000 \div 3年) \div 2$ =220,000

期中平均時価法によれば、 t_2 期首における基礎価額 80 万円に基づいた減価償却費 20 万円 ($=800,000\div4$ 年) と t_2 期末における基礎価額 (時価) 72 万円に基づいた減価償却費 24 万円 ($=720,000\div3$ 年) の平均計算 (Durchschnittsrechnung) によって、減価償却費は 22 万円と計算される。

t₃期末・t₄期末・t₅期末(償却時):

(借)減価償却費 240,000

(貸)減価償却累計額 200,000 再評価剰余金 40,000

表 4 では、IAS16 の再評価モデル(時価上昇

時)と卑見による再評価モデルにおける勘定科 目の金額が比較されている。

表 4	IAS16の再評価モデル	(時価上昇時)	と菊谷説における勘定科目の金額の比較(単位	• 円)

評価モデル	勘定科目	t₁ 期末	t₂期末	t₃期末	t₄ 期末	t ₅ 期末
	減価償却費	200,000	200,000	240,000	240,000	240,000
IASB の再評価	減価償却累計額	200,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000
モデル	再評価剰余金	_	120,000	_	_	_
	備品(帳簿価額)	800,000	720,000	480,000	240,000	0
	減価償却費	200,000	220,000	240,000	240,000	240,000
菊谷説による	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
再評価モデル	再評価剰余金	_	140,000	40,000	40,000	40,000
	備品(帳簿価額)	800,000	720,000	480,000	240,000	0

出所: 著者作成。

2. 再評価資産の減損損失に対する会計処理

IAS36 が示した「再評価資産の減損損失」の 会計処理の特徴は、減損損失の戻入れを行うが、 その戻入れでは、過去に設定・累積していた再 評価剰余金の金額を超えない範囲で再評価剰余 金を減額し、相殺・減額後の残額を減損損失と して認識している点である。その後の将来にお ける再評価時には、当該減損失を戻し入れて取 得原価まで回復した後に、再評価剰余金を設定 することになる。要するに、減価償却費の計算 と同様に、取得原価主義の枠内で取得原価に基 づく帳簿価額までは減損損失を戻し入れること ができるが、投資総額(取得原価)を上回るこ とはできない。

そもそも「減損」とは、有形固定資産の「収 益性低下」によって投資額の回収が見込めなく なった状態であり、投資の失敗によって生じた 経済的事象である。「収益性低下」をもたらした 「投資の失敗」は直接的には経営者の判断ミス (意思決定の失敗) であるが、意思決定後におけ る経済状況の変化(たとえば、市場低迷、それ に伴う当該資産の用途変更等)が起因している と言える。「減損」は、間接的には、経営者がコ ントロールできない外部的経済事象・不確定要 素(たとえば、価格変動・金利変動・為替相場 変動等)から生じている。継続的・通常的・内 部的な営業取引等のように、経営者がコント ロールできる取引とは異なり、基本的には、事 業活動の遂行上、経営者がコントロールできな い外部的経済事象・不確定要素から生じている 「減損」には、資本剰余金計上処理が採択され、 「再評価剰余金」に借方記入され、減額修正(ま たは減資処理) されるべきである (菊谷 [2001] 12-13 頁)。

たとえば、再評価資産の「減損損失」と「減 損損失戻入れ」について解説した前記設例(取 得原価 100 万円、耐用年数 5 年、残存価額 0 円、 定額法による備品)と同じ金額を用いるなら ば、下記のような仕訳処理が行われる。

- (1) t₁ 期首に備品を 100 万円で取得したが、t₁ 期末に時価が72万円に下落していた。
 - t, 期首(当初測定時•取得時):

(借) 備

品 1,000,000

(貸)現

金 1,000,000

t₁ 期末時(再評価時):

(借) 再評価剰余金

80.000 (1)

(貸) 備

品 80,000

t₁期末(償却時):

(借) 減価償却費

190,000 (2)

再評価剰余金 10.000

(貸) 減価償却累計額 200,000

- (1) 720.000 (1.000.000 200.000) $= \triangle 80,000$
- (2) $(1,000,000 \div 5年 + 720,000 \div 4年)$ $\div 2 = 1900.000$

減価償却費は期中平均時価法により算定し、 期中平均時価法に基づく減価償却費と取得原価 に基づく減価償却費との差額は資本修正(再評 価剰余金) として処理される。次期以降の各期 においても、減価償却費の算定には期中平均時 価法が採用される。

(2) t₂期末に回収可能価額が48万円に下落した。

t。期末(償却時):

(借)減価償却費 170,000 ⁽³⁾ 再評価剰余金 30,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

t₂期末時(再評価時·回収可能価額下落時):

(借) 再評価剰余金 (貸) 備 40,000 ⁽⁴⁾ 品 40,000

(3) $(720,000 \div 4年+480,000 \div 3年) \div 2$ = 1700,000

(4) $480,000 - (1,000,000 - 80,000 - 200,000 - 200,000) = \triangle 40,000$

「減損損失」も、有形固定資産の資本修正とみなし、「再評価剰余金」(資本剰余金)の減額(減資)として処理される。

(3) t_3 期末に回収可能価額(利用価値)が 44 万円に上昇し、時価が 52 万円に上昇した。

t。期末(償却時):

(借) 減価償却費

210.000 (5)

(貸)減価償却累計額 200,000 再評価剰余金 10,000

t。期末(再評価時時):

(借) 備 品 240,000

(貸) 再評価剰余金 240,000 ⁽⁶⁾

(5) $(480,000 \div 3 + 520,000 \div 2) \div 2$ = 210,000

(6) 520,000 - (480,000 - 200,000)= 240,000

「減損損失戻入れ」も、有形固定資産の資本修正として処理される。

(4) t₄ 期末に回収可能価額が 16 万円まで下落した(単位:万円)。

t4 期末(償却時):

(借)減価償却費 210,000⁽⁷⁾

(貸)減価償却累計額 200,000

再評価剰余金 10,000

 t_4 期末(再評価時・回収可能価額下落時):

(借) 再評価剰余金

160.000 (8)

(貸) 備 品 160,000

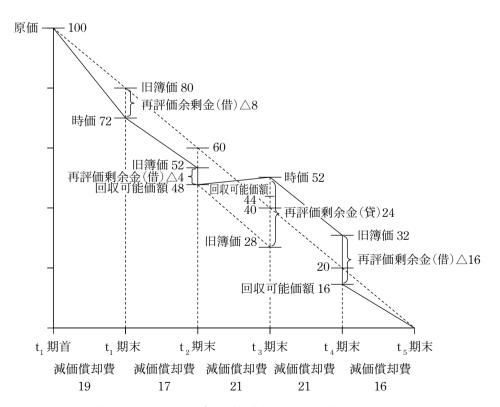


図5 菊谷説の再評価モデルに基づく再評価・減損処理(単位:万円)

- (7) $(520,000 \div 2 + 160,000 \div 1 + 160,000 \div$
- (8) 160,000 (520,000 200,000)= $\triangle 160,000$
- (5) t₅期末(償却時):

(借)減価償却費 160,000 再評価剰余金 40,000

(貸) 減価償却累計額 200,000

図5では、菊谷説に基づいた「再評価モデル」を採用した場合(実線)における再評価・減損処理の仕訳処理に基づく金額が、図形化されている。

図5から解明できるように、減価償却費に期中平均時価法を採用し、減損損失および減損損失戻入れも資本修正として処理する場合、t₁期末に備品の時価が下落しているので、資本剰余

金計上処理に基づいて再評価差額 8 万円は、「固定資産評価損」ではなく、「再評価剰余金」の減額(減資)として計上される。同様に、 t_4 期末において時価が上昇した場合には、「再評価剰余金」の増額(増資)として計上される。 t_2 期末と t_4 期末における回収可能価額の下落も、資本剰余金計上処理に基づいて「再評価剰余金」の減額(減資)として計上される。また、各期における減価償却費は期中平均時価法で算定され、それぞれ t_9 万円、 t_7 万円 t_7

表5では、IAS36における再評価資産の減価 償却・減損処理と卑見による再評価資産の減価 償却・減損処理における勘定科目の金額が比較 されている。

表5 IAS36 と菊谷説の再評価資産の減価償却・減損処理の比較 (単位:円)

評価モデル	勘定科目	t₁ 期末	t₂ 期末	t₃ 期末	t₄ 期末	t₅ 期末
	減価償却費	200,000	180,000	160,000	260,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	380,000	780,000	1,040,000	1,200,000
IAS36 による	減損損失	_	60,000	_	40,000	_
再評価資産の	固定資産評価損	80,000	_	_	_	_
減損処理	再評価剰余金	_	_	120,000	△ 60,000	_
	減損損失戻入れ	_	_	80,000	_	_
	備品(帳簿価額)	720,000	480,000	520,000	160,000	0
	減価償却費	190,000	170,000	210,000	210,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
菊谷説による	減損損失	_	_	_	_	_
再評価資産の	固定資産評価損	_	_	_	_	_
減損処理	再評価剰余金	△ 90,000	△70,000	250,000	△ 150,000	△ 40,000
	減損損失戻入れ	_	_	_	_	_
	備品(帳簿価額)	720,000	480,000	520,000	160,000	0

出所:著者作成。

Ⅵ むすび — 卑見に代えて —

わが国では、有形固定資産の期末評価基準に は取得原価主義しか認められていない。減損損 失の戻入れも禁止されている。IASBは、有形 固定資産の期末評価基準に再評価モデルの選択 適用を容認し、減損損失の戻入れを強制適用し ている。

取得原価主義によれば、価格変動時には、非 貨幣資産とりわけ有形固定資産の取得原価は再 測定時の時価とは乖離し、含み損益を含む非現 実的な会計数値とならざるを得ない。また、取 得年次が異なる資産の過去的な取得原価を集計 したとしても、異なる測定時における取得原価 を単純に寄せ集めたに過ぎない。確実な会計数 値であるが、現在時点では価値的に不適正と なった過去的な取得原価よりも、概算的な見積 数値であるが、現在時点の市場価値を示す公正 価値(時価)の方が現在における利害関係者に とっては有用な会計数値であると言えるであろ う。

IASB は、2012 年に修正された IAS16 (2012)

年修正)において、「公正価値」の定義を売却価 格に変更した。ただし、再測定時における「公 正価値」とは、原則的に言えば、算定日現在の 独立企業間取引(arm's length transaction)に おける市場価値である。市場は、購買市場と販 売市場に分類されるので、公正価値(時価)は 購買市場の公正価値(再調達原価)と販売市場 の公正価値(売却価格)に分けられるべきであ り、売却価格のみを公正価値と表現するには問 題がある。購買市場と販売市場の公正価値がほ ぼ等しいような金融資産とは異なり、有形固定 資産の再調達原価と売却価格とは著しく異なる 場合が多い。高度に特殊化され、しかも、他に 転用することが非常に困難である有形固定資産 にとって、正味売却価格は極めて低い金額にな らざるを得ないと言っても過言ではない(菊谷 〔2020〕31頁)。

有形固定資産は、企業の営業活動(財貨の生 産または用役の提供等)のために継続して利用 する目的で所有されている事業用資産であり、 通常の営業過程では販売することを意図してい ない物的資産である。企業にとって最高・最良 の利用 (the highest and best use) のために所 有される有形固定資産の資産性はその利用可能 性または生産可能性にあると考えられるので、 当該資産の売却によって受け取る売却価格では なく、当該資産と同等の営業能力または生産能 力を有する「再調達原価」(replacement cost, Wiederbeschaffungswert) による再測定が行わ れるべきである。資産の運用または市場価値変 動によって利益を獲得することを目的した金融 投資による「金融資産」の再評価差額は、いず れ利益に算入される可能性があるのに対し、事 業の遂行を通じて将来の経済的便益を得ること を目的とした事業投資による「事業用資産」は、 原則として、事業遂行のために所有されている。 利用目的のための有形固定資産は、継続的に利 用・保有され続け、企業の継続的営業活動のた めに再調達されなければならない(菊谷[2020] 32 - 33頁)。有形固定資産の公正価値(時価) としては、土地等には市場価値、減価償却資産 には減価償却後の再調達原価が採用されるべき である。

また、「再評価モデル」の実践可能性は、経済統計(価格指数)の精微化、コンピュータ・事務処理機の発達、AIの活用等により向上している。有形固定資産に対して取得原価主義会計(原価モデル)を金科玉条の如く墨守する制度的欠陥は是正されるべきであり、国際的経済環境の変化や会計基準の国際的収斂に対応していくためには、時価主義会計(再評価モデル)を一つの評価基準として選択できる会計環境が整備される必要がある。つまり、有形固定資産の期末評価基準として、IAS16のような「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用が制度会計上導入されるべきである。

【注】

(1) 主要国の証券規制当局が加盟している IOSCO の 前身は、米国・カナダが南米諸国の資本市場の育成 のために証券監督当局・証券取引所を指導する目的 として 1974 年に設立した「米州証券監督協会」(Inter-American Association of Securities Commissions) である。1983年5月に開催された第8回大会 にフランスの証券取引委員会(Commission des Operation de Bourse)、ロンドンの国際証券取引所 (International Stock Exchange of the United Kingdom and the Republic of Ireland Limited)が加盟し たのを契機にして、ヨーロッパ・アジア諸国の証券 監督当局・証券取引所の加盟が始まった。1986年7 月の第11回の大会でIOSCOと改称され、1988年11 月の第13回大会には日本から大蔵省証券局が加盟 した。IOSCO は、多国間にまたがる有価証券売出し (multinational securities offerings) およびその他海 外での持分・負債証券の発行(foreign issues of equity and debt securities) に際して相互承認可能な会 計基準 (mutually acceptable accounting standards) が必要になるために、IASC との協議により既存 IAS の選択可能な会計処理を大幅に縮小し、統一的な会 計基準を作成する IASC の活動を支持することに なった。IOSCOにとっては、①財務諸表の国際的比 較可能性を促進し、②各国の異なる現行基準による 多国籍企業の準拠コストを低減し、③ 多国籍上場企 業の財務諸表の相互承認を実現するために、国際資 本市場における財務報告制度の改善が必要であっ

- た。IOSCO は、パブリック・セクターとして公正かつ効率的な資本市場を維持するために.証券規制の国際的協調を図っている(菊谷〔2016〕12 頁および25 頁)。
- (2) 1989 年 1 月 1 日に IASC が公表した E32 の検討対象は、当時公表済みの IAS1 から IAS29 のうち、12篇 (IAS2、8、9、11、16、17、18、19、21、22、23、25)の IAS であり、29 事項の修正処理案が提示されていた。1982 年 3 月公表の IAS16(1982 年)は、1976 年 10 月に公表された国際会計基準第 4 号「減価償却会計」(International Accounting Standard 4 "Depreciation Accounting")とともに、1993 年 11 月に改称・改訂された IAS16 (1993 年改訂)に吸収・合併されている(菊谷 [2016] 11 頁および 13 頁)。
- (3) 減損損失を測定する前に、まず、減損の兆候(indications) があるか否かを毎期評価し、兆候が存在 する場合に、当該資産の回収可能価額を見積もる (IAS36, para.9)。減損の兆候を確認した後には、次 に、減損の認識を行う。減損の認識規準として、(a) 減損損失が永久であると考えられる場合に認識する 「永久規準」(permanent criterion)、(b)回収可能価 額が帳簿価額を下回る場合に認識する「経済的規準」 (economic criterion)、(c) 資産の帳簿価額を回収で きない可能性が高い場合に認識する「蓋然性規準」 (probability criterion) があるが、IAS36 (para.59) は、資産の回収可能価額が帳簿価額より低い場合に、 当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額してい るので、「経済的規準」を採用している。わが国の 「減損会計基準」(ニ・2(1)) は、「割引前の将来 キャッシュ・フローの総額|と帳簿価額を比較して 減損損失を認識するので、「蓋然性規準」を採用して いる。減損損失が認識される範囲は、「経済的規準」 を採用する「割引後のキャッシュ・フローの総額」 を用いる回収可能価額よりも相当に狭められるの で、より確実性の高い減損損失のみが認識されるこ とになる。
- (4) IAS16 (2003年改訂)でいう「売却費用控除後の公正価値」は、IAS16 (1998年改訂)(para.5)では「正味売却価格」(net selling price)と呼ばれていたが、全く同じ定義を受け継いでいる。
- (5) ここでいう「持分」とは、資産から負債を控除した差額の概念ではなく、貸借対照表の貸方全体で企業資産の帰属・拘束関係を示す積極的な概念である。

「企業体持分」とは、企業存続・維持のために保持する資産に対する請求、資産に加える拘束であり、企業精算まで処分してはならない持分である(菊谷[2013]72頁)。

<引用文献>

Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff [2007] Financial
and Global Capital Markets: A History of the Inter-
national Accounting Standards Committee 1973-
2000, Oxford University Press.
Financial Accounting Standards Board [2006] State-
ment of Financial Accounting Standards No.157
"Fair Value Measurements" SFAS157
(Accounting Standards Codification Topic 820
Topic 820)
Gynther, R. S. [1966] Accounting for Price-Level
Changes: Theory and Procedures, Pergamon Press.
International Accounting Standards Board [2004] In-
ternational Accounting Standard 16 (revised 2003)
"Property, Plant and Equipment".
IAS16(2003 年改訂)
International Accounting Standards Board (2004) In-
ternational Accounting Standard 36 (revised 2003)
"Impairment of Assets"IAS36
International Accounting Standards Board [2012] In-
ternational Accounting Standard 16 (amended 2012)
"Property, Plant and Equipment".
IAS16(2012 年修正)
International Accounting Standards Committee [1982]
International Accounting Standard 16 "Accounting
for Property, Plant and Equipment".
IAS16(1982年)
International Accounting Standards Committee [1989]
Exposure Draft 32 " Comparability of Financial
Statements" E 32
International Accounting Standards Committee [1990]
Statement of Intent " Comparability of Financial
Statements". ————————————————————————————————————
International Accounting Standards Committee [1993]
International Accounting Standard 16(revised 1993)
"Property, Plant and Equipment".
IAS16(1993 年改訂)

International Accounting Standards Committee [1998]

- International Accounting Standard 16(revised1998) "Proberty, Plant and Equipment".
 - ------IAS16 (1998 年改訂)
- Schmidt, Fritz [1929] (Nachdruck 1951) *Die organische Tageswertbilanz 3 Auflage*, Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr.Th. Gabler.
- 企業会計審議会〔1982〕「企業会計原則」(最終修正)
- 菊谷正人〔1991〕『企業実体維持会計論―ドイツ実体 維持学説およびその影響―』同文舘。
- 菊谷正人〔1995〕「会計の概念的フレームワークに関する一考察—『ソロモンズ・レポート』を中心にして—」『政経論叢』第92号。
- 菊谷正人〔2001〕「有形固定資産の減損会計 —減損損 失の測定と戻し入れを中心にして—」『政経論叢』第

- 118号。
- 菊谷正人〔2002〕「英国における減損会計の特徴」『経 理研究』第45号。
- 菊谷正人〔2007〕「国際会計基準第16号『有形固定資産』の総合的・分析的検討」『経営志林』第44巻第 1号。
- 菊谷正人〔2013〕「『その他の包括利益』の会計処理に 関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第28 巻第11号。
- 菊谷正人〔2016〕『国際会計の展開と展望 多国籍企業会計と IFRS 』 創成社。
- 菊谷正人〔2020〕「『時価の算定に関する会計基準』に 対する批判的考察」『経営志林』第57巻第3号。
- 新田忠誓〔2007〕「国際基準の有形固定資産会計論一 わが国思考と IAS16 号の相違を考える一」『財務会 計研究』第1号。